


介護報酬算定構造のイメージ (案)

本資料は、市町村等におけるシステム改修作業の円滑な実施を支援する観点から、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、事務的に整理している現時点版として、介護報酬の算定構造のイメージを作成したものである。

具体的な内容については、決定されたものでないこと、及び、今後の介護給付費分科会の議論を踏まえ、見直しの可能性があり得るものであることを御了知頂きますようよろしくお願いいたします。

介護報酬の算定構造

介護サービス

:平成27年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造 居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		身体介護の(2)～(4)に引き続き生活援助を行った場合	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2人の訪問介護員等による場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算	
イ 身体介護	(1) 20分未満 (〇〇単位)	所要時間が20分から起算して25分を越すごとに+〇〇単位(〇〇単位を限度)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	特定事業所加算(1) +〇〇/100 特定事業所加算(II) +〇〇/100 特定事業所加算(III) +〇〇/100 特定事業所加算(IV) +〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき +〇〇単位	
	(2) 20分以上30分未満 (〇〇単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)											
	(4) 1時間以上 (〇〇単位に30分を越すごとに+〇〇単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	特定事業所加算(1) +〇〇/100 特定事業所加算(II) +〇〇/100 特定事業所加算(III) +〇〇/100 特定事業所加算(IV) +〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1回につき +〇〇単位	
	(2) 45分以上 (〇〇単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 〇〇単位)												
ニ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)												
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +〇〇単位)												
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計										
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×(〇〇+〇〇)/1000)												
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)												
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (+2)の〇〇/100)												
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (+2)の〇〇/100)												

： 特別地域訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		介護職員3人が行った場合	全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問入浴介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100
ロ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +〇〇単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +〇〇単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×(〇〇+〇〇)/1000)							
(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×〇〇/1000)							
(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき (+2)の〇〇/100)							
(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (+2)の〇〇/100)							

： 特別地域訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合	看護師の場合
		夜間又は早朝の場合、または深夜の場合	2人以上による訪問看護を行う場合	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	介護5の者の場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	サービス提供強化加算(仮称)	医療従事者の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示書の文書の訪問看護指示期間の日数につき算定(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(〇〇単位) (2) 30分未満 (〇〇単位) (3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位) (4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位) (5) 理学療法士等の場合 (〇〇単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は〇〇/100	×〇〇/100								1月につき +〇〇単位			1月につき +〇〇単位
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(〇〇単位) (2) 30分未満 (〇〇単位) (3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位) (4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位						1月につき +〇〇単位			1月につき +〇〇単位 又は (II)の場合 +〇〇単位 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +〇〇単位
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 〇〇単位)	看護師による訪問が1回でもある場合 ×〇〇/100									1月につき 訪問看護ステーションの場合 +〇〇単位 病院又は診療所の場合 +〇〇単位			1月につき +〇〇単位
ニ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)													
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +〇〇単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +〇〇単位)													
ト 療養支援体制強化加算(仮称) (1月につき +〇〇単位)													
チ サービス提供体制強化加算	イ及びロを算定する場合 (1月につき 〇〇単位を加算) ハを算定する場合 (1月につき 〇〇単位を加算)												

※ 特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目
※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回以降の緊急時訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注
			事業所と同一の建物に居住する利用者3人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算	訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行った場合
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合	1回につき ○○単位	×○○/100	+○○/100	退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から7月以内 +340単位 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から1月以内 +200単位 退院・退所日又は新たに要介護認定を受けた日から3月以内 +100単位	1月につき +○○単位	1回につき +300単位 (3月に1回を限度)
ロ 地域サービス等への移行加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +○○単位)							
注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目							

5 居宅療養管理指導費

基本部分			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +○○単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (○○単位)	
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (○○単位)	
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (○○単位)		
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +○○単位
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (○○単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)	
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (○○単位)	
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (○○単位)		
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)		
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (○○単位)		
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (○○単位)		注 看護師が行う場合 ×○○/100
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (○○単位)		

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 通所介護費(～平成28年3月31日)

基本部分	利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の通所介護の別荘に日常生活上の世話を行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	入浴介助を行った場合	認知症高齢者受入強化加算(仮)	重度要介護者受入体制加算(仮)	個別機能訓練加算(I)	個別機能訓練加算(II)	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所同一建物に居住する者(同一建物から利用する者に通勤の便を行う場合又は事業所の近隣に通勤の便を行っている場合)	事業所が片道の片送迎を行った場合	個別送迎体制強化加算(仮)	入浴介助体制強化加算(仮)	
イ 小規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	1	〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
		要介護2	1	〇〇単位														
		要介護3	1	〇〇単位														
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	1	〇〇単位														
		要介護5	1	〇〇単位														
		要介護1	1	〇〇単位														
(3) 7時間以上9時間未満	要介護2	1	〇〇単位															
	要介護3	1	〇〇単位															
	要介護4	1	〇〇単位															
ロ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	1	〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
		要介護2	1	〇〇単位														
		要介護3	1	〇〇単位														
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	1	〇〇単位														
		要介護5	1	〇〇単位														
		要介護1	1	〇〇単位														
(3) 7時間以上9時間未満	要介護2	1	〇〇単位															
	要介護3	1	〇〇単位															
	要介護4	1	〇〇単位															
ハ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	1	〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
		要介護2	1	〇〇単位														
		要介護3	1	〇〇単位														
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	1	〇〇単位														
		要介護5	1	〇〇単位														
		要介護1	1	〇〇単位														
(3) 7時間以上9時間未満	要介護2	1	〇〇単位															
	要介護3	1	〇〇単位															
	要介護4	1	〇〇単位															
ニ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	1	〇〇単位	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100
		要介護2	1	〇〇単位														
		要介護3	1	〇〇単位														
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	1	〇〇単位														
		要介護5	1	〇〇単位														
		要介護1	1	〇〇単位														
(3) 7時間以上9時間未満	要介護2	1	〇〇単位															
	要介護3	1	〇〇単位															
	要介護4	1	〇〇単位															
ホ 療養型通所介護費	(1) 3時間以上6時間未満	(〇〇単位)			×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
	(2) 6時間以上8時間未満	(〇〇単位)																
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	1日につき 〇〇単位を超過			×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	1日につき 〇〇単位を超過																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	1日につき 〇〇単位を超過																
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	1日につき 〇〇単位を超過																
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1日につき 〇〇単位(1000+〇〇)/1000			×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1日につき 〇〇単位(1000+〇〇)/1000																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1日につき 〇〇単位(1000+〇〇)/1000																
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1日につき 〇〇単位(1000+〇〇)/1000																

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給対象期間中の月数分の算定対象

6 通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分		利用者の数 が利用定員 を超える場合	看護・介護 職員の員数 が基準にあ わない場合	2時間以上 7時間未満 の通所介護 を行う場合	7時間以上 9時間未満 の通所介護 の前後に 日常生活上 の世話を行う 場合	中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	入浴介助を 行った場合	認知症高齢 者受入強化 加算(仮)	重要介護 者受入体制 加算(仮)	個別機能訓 練加算(Ⅰ)	個別機能訓 練加算(Ⅱ)	若年性認知 症利用者受 入加算	設備改善加 算	口腔機能向 上加算	事業所内一 律に二居住 者(若しくは 一居住者から 利用する者 に)通所介護 を行う場合は 事業所内では 実施していない 場合	事業所が併 設のみ送迎 を行った場合		
イ 通所介護 標準型通所 介護	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	○	要介護1	○													
		要介護2	○	要介護2	○													
		要介護3	○	要介護3	○													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	○	要介護4	○													
		要介護5	○	要介護5	○													
		要介護6	○	要介護6	○													
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	○	要介護1	○														
	要介護2	○	要介護2	○														
	要介護3	○	要介護3	○														
ロ 大規模型 標準型通所 介護(Ⅰ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	○	要介護1	○													
		要介護2	○	要介護2	○													
		要介護3	○	要介護3	○													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	○	要介護4	○													
		要介護5	○	要介護5	○													
		要介護6	○	要介護6	○													
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	○	要介護1	○														
	要介護2	○	要介護2	○														
	要介護3	○	要介護3	○														
ハ 大規模型 標準型通所 介護(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1	○	要介護1	○													
		要介護2	○	要介護2	○													
		要介護3	○	要介護3	○													
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護4	○	要介護4	○													
		要介護5	○	要介護5	○													
		要介護6	○	要介護6	○													
(3) 7時間以上9時間未満	要介護1	○	要介護1	○														
	要介護2	○	要介護2	○														
	要介護3	○	要介護3	○														
ニ サービス提供 強化加算	(1) サービス提供強化加算(Ⅰ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(2) サービス提供強化加算(Ⅱ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(3) サービス提供強化加算(Ⅲ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(4) サービス提供強化加算(Ⅳ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
ホ 介護職員 処遇加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 〇〇単位を加算)																	

注 〇〇単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

8 短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
			活動を行う職員 の勤務条件差 を問わない 場合	利用者の数及び 入所者の数の合 計数が入所定 員を超える場合 又は 又は	介護・看護職員 の員数が基準に 高くない場合	常勤のユニット リーダーをユニット 毎に配置してい ない等ユニット アに於ける体制 が未整備である 場合	専任の機能別 訓練士を配置 している場合	個別機能訓練 加算(仮称)	看護体制加 算(Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	医療連携強 化加算(仮 称)	夜間職員配 置加算	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対し て支援を行 う場合	緊急短期入 所受入加算	長期利用者 に対して短期 入所生活介 護を提供する 場合
イ 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型短期 入所生活介護費	単介1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位 (7日間を限 度)	+〇〇単位 (7日間を 限度)	+〇〇単位 (7日間を 限度)	+〇〇単位 (7日間を 限度)	+〇〇単位
		単介2 (〇〇 単位)															
		単介3 (〇〇 単位)															
		単介4 (〇〇 単位)															
		単介5 (〇〇 単位)															
	(2) 併設型短期 入所生活介護費	単介1 (〇〇 単位)															
		単介2 (〇〇 単位)															
		単介3 (〇〇 単位)															
		単介4 (〇〇 単位)															
		単介5 (〇〇 単位)															
ロ ユニット型短期 入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニ ット型短期入 所生活介護費	単介1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇単位 (7日間を限 度)	+〇〇単位 (7日間を 限度)	+〇〇単位 (7日間を 限度)	+〇〇単位	
		単介2 (〇〇 単位)															
		単介3 (〇〇 単位)															
		単介4 (〇〇 単位)															
		単介5 (〇〇 単位)															
	(2) 併設型ユニ ット型短期入 所生活介護費	単介1 (〇〇 単位)															
		単介2 (〇〇 単位)															
		単介3 (〇〇 単位)															
		単介4 (〇〇 単位)															
		単介5 (〇〇 単位)															
ハ 療養費加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																	
ニ 在宅介護者 受入加算			(1) 看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 看護体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)をいずれも算定している場合 (1日につき 〇〇単位を加算) (4) 看護体制加算を算定していない場合 (1日につき 〇〇単位を加算)														
ホ サービス提供体制 強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)														
ヘ 介護職員処遇 改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + (2) (600/1000)) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + (2) (600/100)) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (2) (600/100))														
			注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計														

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注											
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合										
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a. 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100	診療所設備基準 減算 -〇〇単位	+〇〇単位 (7日間を限度)	+〇〇単位 (7日間を限度)	+〇〇単位	片道につき +〇〇単位									
		b. 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)															
		c. 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)															
		bd. 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)															
		e. 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)															
		f. 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)															
		(二) 診療所短期入所療養介護費 (II) 看護・介護 <3:1>	a. 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
			b. 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
			(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)							(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	a. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (i) <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)	×〇〇/100					
											b. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
	c. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>										要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)							
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室>										a. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (i) <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
											b. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)						
			c. ユニット型診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>							要介護1 (〇〇単位) 要介護2 (〇〇単位) 要介護3 (〇〇単位) 要介護4 (〇〇単位) 要介護5 (〇〇単位)								
	(3) 特定診療所短期入所療養介護費		(一) 3時間以上4時間未満 (〇〇単位)															
			(二) 4時間以上6時間未満 (〇〇単位)															
		(三) 6時間以上8時間未満 (〇〇単位)																
	(4) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																	
	(5) 特定診療費																	
	(6) サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)																
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)																		
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)																		
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)																		
(7) 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計																
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)																	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(42)の〇〇/100)																	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(42)の〇〇/100)																	

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注		注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ) 看護<3:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100				
			要介護2 (〇〇単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<4:1>介護<4:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
		要介護5 (〇〇単位)									
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<4:1>介護<5:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)									
		要介護4 (〇〇単位)									
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ) 看護<4:1>介護<6:1>	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)									
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ) 経過措置型	a 認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)									
	要介護2 (〇〇単位)										
	要介護3 (〇〇単位)										
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位				
		(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 (〇〇単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護2 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100				
			要介護3 (〇〇単位)								
		b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護2 (〇〇単位)								
	要介護3 (〇〇単位)										
	要介護4 (〇〇単位)										
	要介護5 (〇〇単位)										
一般病棟	(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型個室>	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)									
	b ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>	要介護2 (〇〇単位)									
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	大学病院	(一) 3時間以上4時間未満	(〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位				
		(二) 4時間以上6時間未満	(〇〇単位)								
		(三) 6時間以上8時間未満	(〇〇単位)								
(5) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
(6) 特定診療費											
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 十所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)										
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 十所定単位×〇〇/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 十(一)の〇〇/1000)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 十(一)の〇〇/1000)										
注 所定単位数は、(1)から(7)までに算定した単位数の合計											

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支相戻率管理の対象外の算定項目

10 特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護 職員の員数 が基準に満 たない場合	注 介護職員の 員数が基準 に満たない場 合	注 個別機能訓 練加算	注 夜間看護体 制加算	注 医療機関連 携加算	注 障害者等支 援加算	注 委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/10 0		1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位		
	要介護2 (〇〇単位)							
	要介護3 (〇〇単位)							
	要介護4 (〇〇単位)							
	要介護5 (〇〇単位)							
□ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 〇〇単位)		×〇〇/10 0					1日につき +〇〇単位	・訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 〇〇単位 所要時間15分以上30分未満の場合 〇〇単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 〇〇単位 に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごと に〇〇単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 〇〇単位に所要時 間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに 〇〇単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 〇〇単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 〇〇単位に所 要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに〇 〇単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 〇〇単 位 所要時間1時間15分以上の場合 〇〇単位 ・通院等乗降介助 1回につき 〇〇単位 ・他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 〇〇/100 ・福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護度別に定める限度を上限とする。
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※3		×〇〇/10 0					1日につき +〇〇単位	

ホ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)

注へ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ 算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)

ニ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)

≡ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)	注 所定単位数は、イからハ〇までにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(+)の〇〇/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(+)の〇〇/100)	

※ 限度額 要介護1 〇〇単位
 要介護2 〇〇単位
 要介護3 〇〇単位
 要介護4 〇〇単位
 要介護5 〇〇単位
 ※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

11 福祉用具貸与費

基本部分	注 特別地域福祉用具貸与加算	注 中山間地域等における小規模 事業所加算	注 中山間地域等に居住する者への サービス提供加算
福祉用具貸与費 (別に指定福祉用具貸与に要 した費用の額を当該事業所の所 在地に適用される1単位の単 価で除して得た単位数)	交通費に相当する額を事業所の 所在地に適用される1単位の単 価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 〇〇/100を限度)	交通費に相当する額の〇〇/ 〇〇に相当する額を事業所の 所在地に適用される1単位の単 価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 〇〇/〇〇を限度)	交通費に相当する額の〇〇/〇 〇に相当する額を事業所の所在地 に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の 〇〇/〇〇を限度)
車いす			
車いす付属品			
特殊寝台			
特殊寝台付属品			
床ずれ防止用具			
体位変換器			
手すり			
スロープ			
歩行器			
歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト			
自動排泄処理装置			

特別地域福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対
象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。
 自動排泄処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (〇〇単位) 要介護3・4・5 (〇〇単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 (〇〇単位)	(運営基準減算の場合) ×〇〇/100 (運営基準減算が2月以上継続している場合) 算定しない	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき —〇〇単位
			要介護3・4・5 (〇〇単位)					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 (〇〇単位)					
			要介護3・4・5 (〇〇単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +〇〇単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中3回を限度に +〇〇単位)								
ヘ 認知症加算 (1月につき +150単位)								
ト 独居高齢者加算 (1月につき +150単位)								
チヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+〇〇単位)								
チロ 複合型サービス看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+〇〇単位)								
チニ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +〇〇単位)								

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注																			
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入所者の数が入所定員を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、言語聴覚士、又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	夜勤職員配置加算	短期集中リハビリテーション実施加算	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者受入加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算																		
イ 介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>【従来型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位				1日につき +〇〇単位																		
			要介護2 (〇〇 単位)																										
			要介護3 (〇〇 単位)																										
			要介護4 (〇〇 単位)																										
		要介護5 (〇〇 単位)																											
	(二) 介護保健施設サービス費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100									×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位										
																				要介護2 (〇〇 単位)									
																				要介護3 (〇〇 単位)									
																				要介護4 (〇〇 単位)									
		要介護5 (〇〇 単位)																											
	(三) 介護保健施設サービス費(ⅲ) <多床室>【従来型】	要介護1 (〇〇 単位)																		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位	
																													要介護2 (〇〇 単位)
		要介護3 (〇〇 単位)																											
		要介護4 (〇〇 単位)																											
	要介護5 (〇〇 単位)																												
(四) 介護保健施設サービス費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位																		
																													要介護2 (〇〇 単位)
			要介護3 (〇〇 単位)																										
			要介護4 (〇〇 単位)																										
	要介護5 (〇〇 単位)																												
ロ ユニット型介護保健施設サービス費(1日につき)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)		(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】									要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位													1日につき +〇〇単位
												要介護2 (〇〇 単位)																	
												要介護3 (〇〇 単位)																	
												要介護4 (〇〇 単位)																	
			要介護5 (〇〇 単位)																										
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】		要介護1 (〇〇 単位)									×〇〇/100								×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位		
																												要介護2 (〇〇 単位)	
			要介護3 (〇〇 単位)																										
			要介護4 (〇〇 単位)																										
		要介護5 (〇〇 単位)																											
	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位																		
																												要介護2 (〇〇 単位)	
		要介護3 (〇〇 単位)																											
		要介護4 (〇〇 単位)																											
	要介護5 (〇〇 単位)																												
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100											×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位													1日につき +〇〇単位	
																													要介護2 (〇〇 単位)
												要介護3 (〇〇 単位)																	
												要介護4 (〇〇 単位)																	
	要介護5 (〇〇 単位)																												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)	(1) ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)											(一) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>【従来型】								要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位
																				要介護2 (〇〇 単位)									
				要介護3 (〇〇 単位)																									
				要介護4 (〇〇 単位)																									
			要介護5 (〇〇 単位)																										
	(二) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】		要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位																	
																				要介護2 (〇〇 単位)									
			要介護3 (〇〇 単位)																										
			要介護4 (〇〇 単位)																										
		要介護5 (〇〇 単位)																											
	(三) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅲ) <ユニット型個室>【従来型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100										×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位									
																												要介護2 (〇〇 単位)	
		要介護3 (〇〇 単位)																											
		要介護4 (〇〇 単位)																											
	要介護5 (〇〇 単位)																												
(四) ユニット型介護保健施設サービス費(ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100																			×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位					1日につき +〇〇単位	
																													要介護2 (〇〇 単位)
				要介護3 (〇〇 単位)																									
				要介護4 (〇〇 単位)																									
	要介護5 (〇〇 単位)																												

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)

注 外泊時費用

入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定

注 ターミナルケア加算	(1) 死亡日前4日以上30日以下	療養型老健以外の場合 (1日につき ○○単位を加算)	注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行った場合に算定	
		療養型老健の場合 (1日につき ○○単位を加算)		
	(2) 死亡日前2日又は3日	療養型老健以外の場合 (1日につき ○○単位を加算)		注 入所前から入所者の自宅等を訪問して退所を念頭においた施設サービス計画の策定と及び診療方針の決定を行うことに加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目の支援計画を作成した場合に算定
		療養型老健の場合 (1日につき ○○単位を加算)		
	(3) 死亡日	療養型老健以外の場合 (1日につき ○○単位を加算)		
		療養型老健の場合 (1日につき ○○単位を加算)		
注 特別療養費				
注 療養体制維持特別加算 (1日につき ○○単位を加算)				
ハ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)				
ニ 入所前後訪問指導加算Ⅰ	在宅強化型の場合 (1回につき ○○単位を加算)			
	在宅強化型以外の場合 (1回につき ○○単位を加算)			
ニ 入所前後訪問指導加算Ⅱ	1回につき ○○単位を加算			
ホ 退所時指導等加算	(1) 退所時指導加算	(一) 退所前訪問指導加算 在宅強化型の場合 (入所中1回を限度に○○単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (入所中1回(療養型老健の場合は1回又は2回)を限度に○○単位を算定)	注 入所期間が1月を超え入所者が退所又は試行的に退所する場合において、当該入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
		(二) 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度) 在宅強化型の場合 (○○単位を算定) 在宅強化型以外の場合 (○○単位を算定)		
		(三) 退所時指導加算 (○○単位)		
		(四) 退所時情報提供加算 (○○単位)		
		(五) 退所前連携加算 (○○単位)		
	(2) 老人訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として○○単位を算定)			
ヘ 栄養マネジメント加算 (1日につき ○○単位を加算)				
ト 経口移行加算 (1日につき ○○単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
チ 経口維持加算(1ヵ月につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (○○単位)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (○○単位)		注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。	
リ 口腔機能維持衛生管理体制加算	1月につき ○○単位を加算		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
ヌ 口腔機能維持衛生管理加算	1月につき ○○単位を加算		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。	
ル 療養食加算	(1ヵ月につき ○○単位を加算)		注 日の途中で入退所した場合は、1日につき○○単位を算定	
ヲ 在宅復帰支援機能加算 (療養型老健に限り1日につき ○○単位を加算)				
ワ 緊急時施設療養費	(1) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定)		
		療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定)		
	(2) 特定治療			
カ 所定疾患施設療養費	療養型老健以外の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき○○単位を算定)			
	療養型老健の場合 (1月に1回7日を限度に、1日につき○○単位を算定)			
ヨ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)			
タ 認知症行動・心理症状緊急対応加算	療養型老健以外の場合 (入所後7日に限り 1日につき○○単位を加算)			
	療養型老健の場合 (入所後7日に限り 1日につき○○単位を加算)			
レ 認知症情報提供加算 (1回当たり ○○単位を加算)				
ソ 地域連携診療計画情報提供加算	在宅強化型の場合 (入所者1人につき1回を限度として○○単位を加算)			
	在宅強化型以外の場合 (入所者1人につき1回を限度として○○単位を加算)			
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)			
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)			
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)			
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)			
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×(○○+○○)/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○○/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の○○/100)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の○○/100)			

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、短期集中リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を適用しない。

3 介護療養施設サービス イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注					
		夜勤を行う職員の数 勤務条件を 満たさない場合	入院患者の数が 入院患者の定員 を超える場合	看護-介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護支援専門員 の員数が基準に 満たない場合	看護部が基準に 定められた看護 職員の員数に 20/100を乗じて 得た数未満の場合	開始の医師確保 計画を届出たもの 以外で、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に50/100を乗 じて得た数未満 である場合	開始の医師確保 計画を届出たもの 以外で、医師の 数が基準に定め られた医師の員 数に50/100を乗 じて得た数未満 である場合	常勤のユニット リーダーをユニ ットに配置して いない等ユニ ットアにおける 体制が未整備 である場合	部下職が設備基 準を満たさない 場合	医師の配置につ いて医療法施行 規則第49条の 規定が適用され ている場合	夜勤を行う職員 の勤務条件に 関する基準の 区分による 加算	若年性認知症 患者入加算	
(1) 療養型 介護療養 施設サービス (1日につき)	a 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	b 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	c 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
要介護3 (〇〇単位)														
要介護4 (〇〇単位)														
要介護5 (〇〇単位)														
d 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)													
	要介護2 (〇〇単位)													
	要介護3 (〇〇単位)													
	要介護4 (〇〇単位)													
	要介護5 (〇〇単位)													
e 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅴ) ＜療養機能強化型A＞ ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)													
	要介護2 (〇〇単位)													
	要介護3 (〇〇単位)													
	要介護4 (〇〇単位)													
	要介護5 (〇〇単位)													
f 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅵ) ＜療養機能強化型B＞ ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)													
	要介護2 (〇〇単位)													
	要介護3 (〇〇単位)													
	要介護4 (〇〇単位)													
	要介護5 (〇〇単位)													
(二) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅱ)	a 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	b 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
(三) 療養型 介護療養施設 サービス費(Ⅲ)	a 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	b 療養型介護療養施設 サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
(2) 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	a 療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞	要介護1 (〇〇単位)	一〇〇単位											
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	b 療養型経過型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
(3) ユニット 療養型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	a ユニット療養型介護療養 施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	b ユニット療養型介護療養 施設サービス費(Ⅱ) ＜療養機能強化型A＞ ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
c ユニット療養型介護療養 施設サービス費(Ⅲ) ＜療養機能強化型B＞ ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)													
	要介護2 (〇〇単位)													
	要介護3 (〇〇単位)													
	要介護4 (〇〇単位)													
	要介護5 (〇〇単位)													
d ユニット療養型介護療養 施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)													
	要介護2 (〇〇単位)													
	要介護3 (〇〇単位)													
	要介護4 (〇〇単位)													
	要介護5 (〇〇単位)													
(4) ユニット 療養型 経過型介護 療養施設 サービス費 (1日につき)	(一) ユニット療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												
	(二) ユニット療養型経過型介護療 養施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニット個室＞	要介護1 (〇〇単位)												
		要介護2 (〇〇単位)												
		要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)												
		要介護5 (〇〇単位)												

注 身体拘束禁止未実施減算 (1日につき 〇〇単位を減算)			
注 外泊時費用	入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
注 試行的退院サービス費	入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき〇〇単位を算定 (I)(II)及び(4)の基本単価に限る。)		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定		
(5) 初期加算 (1日につき +〇〇単位)			
(6) 退院時 指導等加算	(一) 退院時等 指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定)	
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (〇〇単位)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		d 退院前情報提供加算 (〇〇単位)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
		e 退院前連携加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として 〇〇単位を算定)			
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(8) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。		

(9) 経口維持加算 (1毎月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位)	注 ※ 介護マホシバ加算を算定していない場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)	
(10) 口腔機能維持衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(11) 口腔機能維持衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(12) 療養食加算 (1毎月につき 〇〇単位を加算)		注 ※ 月の途中で入退所した場合は、1日につき〇〇単位を算定
(13) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)		
(14) 療養機能強化加算(反称) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(15) 特定診療費		
(16) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
(17) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日以内に限り 1日につき〇〇単位を加算)		
(17) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)	
(18) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × (〇〇+〇〇) / 1000)	注 所定単位は、(1)から(17)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 〇〇 / 1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + (一)の〇〇 / 100)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (二)の〇〇 / 100)	

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分			注 入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	注 常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	注 廊下幅が設備基準を満たさない場合	注 若年性認知症患者受入加算	
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)	×〇〇/100	診療所療養病床設備基準減算 -〇〇単位	+〇〇単位	
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		c.診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		d.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳⅳ) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		e.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳⅳ) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		f.診療所型介護療養施設サービス費(ⅳⅳ) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護・介護<3:1>	a.診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		b.診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <多床室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)				
		(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	a.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <ユニット型個室>				要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)
			b.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>				要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)
			c.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>				要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)
			a.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅰ) <ユニット型準個室>				要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)
(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	b.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅱ) <療養機能強化型A> <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)					
	c.ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(ⅲ) <療養機能強化型B> <ユニット型準個室>	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)					
	(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)		×〇〇/100				
	注 身体拘束廃止未実施加算 (1日につき 〇〇単位を減算)						
注 外泊時費用							
注 他科受診時費用							
(3) 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)							
		入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、〇〇単位を算定					
		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき〇〇単位を算定					

(4) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、〇〇単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、〇〇単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (〇〇単位)	
		d 退院時情報提供加算 (〇〇単位)	
	e 退院前連携加算 (〇〇単位)	注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として〇〇単位を算定)			
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(6) 経口移行加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
(7) 経口維持加算(1日月につき)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (〇〇単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (〇〇単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。	
(8) 口腔機能維持衛生管理体制加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
(9) 口腔機能維持衛生管理加算 (1月につき 〇〇単位を加算)			注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない
(10) 療養食加算 (1日月につき 〇〇単位を加算)			注 月の途中で入退所した場合は、1日につき〇〇単位を算定
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(12) 療養機能強化加算 (1日につき 〇〇単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(15) 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (入所後7日に限り 1日につき〇〇単位を加算)			
(15) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)		
(16) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)／1000)	注 所定単位は、(1)から(15)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1月につき +所定単位×〇〇／1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1月につき +(二)の〇〇／100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1月につき +(二)の〇〇／100)		


ハ 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニット毎における体制が未整備である場合
(1) 認知症患者型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症患者型介護療養施設サービス費(I)	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100		×〇〇/100		×〇〇/100	
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							
	看護<3:1>介護<6:1>	b.認知症患者型介護療養施設サービス費(ii)	要介護1 (〇〇単位)							
		要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)								
		要介護4 (〇〇単位)								
		要介護5 (〇〇単位)								
	(二) 認知症患者型介護療養施設サービス費(II)	看護<4:1>介護<4:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							
(三) 認知症患者型介護療養施設サービス費(III)	看護<4:1>介護<5:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)							
		要介護2 (〇〇単位)								
		要介護3 (〇〇単位)								
		要介護4 (〇〇単位)								
		要介護5 (〇〇単位)								
一般病院	(四) 認知症患者型介護療養施設サービス費(IV)	看護<4:1>介護<6:1>	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							
	(五) 認知症患者型介護療養施設サービス費(V)	経過措置型	a.認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							
(2) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(I)	<従来型個室>	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		
			要介護2 (〇〇単位)							
(二) 認知症患者型経過型介護療養施設サービス費(II)	<多床室>	要介護1 (〇〇単位)								
		要介護2 (〇〇単位)								
(3) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(I)	a.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100					×〇〇/100
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							
	(二) ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(II)	ユニット型標準個室	a.ユニット型認知症患者型介護療養施設サービス費(i)	要介護1 (〇〇単位)						
			要介護2 (〇〇単位)							
			要介護3 (〇〇単位)							
			要介護4 (〇〇単位)							
			要介護5 (〇〇単位)							

注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき ○○単位を減算)			
注 外泊時費用		入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定	
注 他科受診時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定	
(4) 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)			
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、○○単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
		b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、○○単位を算定)	
		c 退院時指導加算 (○○単位)	
		d 退院時情報提供加算 (○○単位)	
		e 退院前連携加算 (○○単位)	
(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として○○単位を算定)			
(6) 栄養マネジメント加算 (1日につき ○○単位を加算)			
(7) 経口移行加算 (1日につき ○○単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
(8) 経口維持加算(1ヶ月につき)	(一) 経口維持加算(I) (○○単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(II) (○○単位)	注 経口維持加算(I)を算定していない場合には、算定しない。	
(9) 口腔機能維持衛生管理体制加算 (1月につき ○○単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合	
(10) 口腔機能維持衛生管理加算 (1月につき ○○単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない	
(11) 療養食加算 (1ヶ月につき ○○単位を加算)		注 月の途中で入退所した場合は、1日につき○○単位を算定	
(12) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき ○○単位を加算)			
(13) 特定診療費			
(14) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき ○○単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき ○○単位を加算)		
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき ○○単位を加算)		
	(四) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき ○○単位を加算)		
(15) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	注 所定単位数は、(1)から(14)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×○○/1000)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の○○/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の○○/100)		

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:平成27年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問介護費

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問介護費(Ⅰ)	要支援1・2 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100
ロ 介護予防訪問介護費(Ⅱ)	要支援1・2 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき ○○単位)					
ハ 介護予防訪問介護費(Ⅲ)	要支援2 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要とされた者 (1月につき ○○単位)					
ニ 初回加算 (1月につき +○○単位)						
ホ 生活機能向上連携加算 (1月につき +○○単位)						
ヘ 介護職員処遇改善加算		注 所定単位数は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×(○○+○○)/1000)						
(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○○/1000)						
(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の○○/100)						
(34)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の○○/100)						

： 特別地域介護予防訪問介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一の建物に居住する利用者30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100	+○○/100	+○○/100	+○○/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +○○単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +○○単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×(○○+○○)/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×○○/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の○○/100) (34) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の○○/100)	注 所定単位数は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

： 特別地域介護予防訪問入浴介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		准看護師の場合	事業所と同一建物の利用者が30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	夜間又は早朝の場合又は深夜の場合	2人以上による介護予防訪問看護を行う場合	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +〇〇単位 又は (Ⅱ)の場合 +〇〇単位
	(2) 30分未満 (〇〇単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)										
	(5) 理学療法士等の場合 (〇〇単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は〇〇/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	夜間又は早朝の場合 +〇〇/100 深夜の場合 +〇〇/100	30分未満の場合 +〇〇単位 30分以上の場合 +〇〇単位	+〇〇単位	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +〇〇単位 又は (Ⅱ)の場合 +〇〇単位	
	(2) 30分未満 (〇〇単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (〇〇単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (〇〇単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +〇〇単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +〇〇単位)											
ホ 療養支援体制強化加算(仮称) (1月につき +〇〇単位)											
ロハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +〇〇単位)											

注：特別地域訪問看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 ※ 医療機器等を使用する者等特別な管理が必要な状態の者への月2回目以降の緊急的訪問については、夜間、早朝、深夜の加算を算定できるものとする。

4 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注
		事業所と同一建物の利用者が30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算	訪問介護計画を作成する上で必要な指導及び助言を行った場合
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合 介護老人保健施設の場合	1回につき 〇〇単位	×〇〇/100	+〇〇/100	退院(所)日又は新たに要支援認定を受けた日から3月以内 +〇〇単位
ロ サービス提供体制強化加算 (1回につき +〇〇単位)					

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

5 介護予防在宅療養管理指導費

基本部分		注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)
	(2) 介護予防在宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅病医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)
	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (〇〇単位)
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位)
		(二) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)	
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合 (同一日の訪問) (〇〇単位)	
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (〇〇単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (〇〇単位)	

注
特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住系施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に關する必要な薬学的管理指導を行った場合
+〇〇単位

注
居宅看護師が行う場合
×〇〇/100

※ ハ(2)(一)(二)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。

6 介護予防通所介護費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所介護を行う場合
イ 介護予防通所介護費	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	-○○単位	-○○単位
	要支援2 (1月につき ○○単位)						
ロ 生活機能向上グループ活動加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ハ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ニ 栄養改善加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ○○単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)					
ト 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき ○○単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の○○/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の○○/100)					

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

7 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注		注	注	注
			利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき ○○単位)	×○○/100	×○○/100	+○○/100	1月につき +○○単位	-○○単位
		要支援2 (1月につき ○○単位)					
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき ○○単位)					
		要支援2 (1月につき ○○単位)					
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ハ 栄養改善加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ニ 口腔機能向上加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ホ 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき ○○単位を加算)					
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)					
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき ○○単位を加算)					
ヘ 事業所評価加算 (1月につき ○○単位を加算)							
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援2 (1月につき ○○単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき ○○単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の○○/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の○○/100)					

： 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

8 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	介護・看護職員の員数が基準に満たない場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算(仮称)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈従来型個室〉	要支援1(〇〇単位)	$\times \frac{\text{〇〇}}{10}$	$\times \frac{\text{〇〇}}{10}$	$\times \frac{\text{〇〇}}{10}$	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位
		要支援2(〇〇単位)									
	(二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈多床室〉	要支援1(〇〇単位)									
		要支援2(〇〇単位)									
ロ ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈ユニット個室〉	要支援1(〇〇単位)								
		要支援2(〇〇単位)									
	(二) 単独型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈ユニット準個室〉	要支援1(〇〇単位)									
		要支援2(〇〇単位)									
(2) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(I) 〈ユニット個室〉	要支援1(〇〇単位)									
	要支援2(〇〇単位)										
		(二) 併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費(II) 〈ユニット準個室〉	要支援1(〇〇単位)								
			要支援2(〇〇単位)								
ハ 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき 〇〇単位を加算)										
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計							
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(2)の〇〇/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(2)の〇〇/100)										

ニ、ホ : サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		活動を行う職員 の勤務条件等 を満たさない 場合	利用者の数及び 入所者の数の 合計が所定 員を超えない 場合	医師、看護職 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士又は 言語聴覚士の 数が基準に達 しない場合	常勤のユニット リーダーをユニ ット毎に配置し ていない等ユニ ットにおける体 制が基準である 場合	活動職員加算	個別リハビリテ ーション実施加算	認知症行動心 理症状緊急対 処加算	若年性認知症 利用者受入加 算	利用者に対し て送迎を行う 場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【在宅強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
	(二) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (○○ 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要支援2 (○○ 単位)								
	(三) 介護老人保健施設介護予防 短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <従来型個室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【療養強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
(2) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【在宅型】	要支援1 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100					
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【在宅型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>【在宅強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
	(二) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健・看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (○○ 単位)								
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
	(三) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) <療養型老健・看護オンコール体制>	a ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		b ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								
		c ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援1 (○○ 単位)								
		d ユニット型介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>【療養強化型】	要支援2 (○○ 単位)								

注 特別療養費	
注 療養体制維持特別加算 (1日につき ○○単位を加算)	
(3) 療養食加算 (1日につき ○○単位を加算)	
(4) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理 療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき○○単位を算定)
	(二) 特定治療
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(ⅰ) (1日につき、○○単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(ⅱ) (1日につき、○○単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(ⅲ) (1日につき、○○単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(ⅳ) (1日につき、○○単位を加算)
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(ⅰ) (1月につき、+所定単位×○○/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(ⅱ) (1月につき、+所定単位×○○/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(ⅲ) (1月につき、+所定単位×○○/100)
	(四) 介護職員処遇改善加算(ⅳ) (1月につき、+所定単位×○○/100)

注 所定単位は、(1)から(5)までより算定した単位の合計

※ PT・OT・STによる人員配置減算を適用する場合には、リハビリテーション機能強化加算は算定しない。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注		
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合		
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)	×〇〇/100		診療所設備基準減算 -〇〇単位	1日につき +〇〇単位 (7日間を限度)	1日につき +〇〇単位	片道につき +〇〇単位		
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		bd.診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ-Ⅳ) 〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v) 〈療養機能強化型A〉 〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		f.診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) 〈療養機能強化型B〉 〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
	(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ)	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i) 〈従来型個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈多床室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)								
		(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 〈ユニット型個室〉	a.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i) 〈ユニット型個室〉							要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)	×〇〇/100
			b.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型個室〉							要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)	
			c.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型個室〉							要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)	
			a.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(i) 〈ユニット型準個室〉							要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)	
(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 〈ユニット型準個室〉	b.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) 〈療養機能強化型A〉 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)									
	c.ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) 〈療養機能強化型B〉 〈ユニット型準個室〉	要支援1 (〇〇 単位) 要支援2 (〇〇 単位)									
	(3) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)										
(4) 特定診療費											
(5) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)										
(6) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)		注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)										
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(二)の〇〇/100)										
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の〇〇/100)										

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注					注	注																																						
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合 又は	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合																																						
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																																								
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100							×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																																		
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>														要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																											
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)														×〇〇/100							×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																					
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>																											要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100														
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)																											×〇〇/100							×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>																																							要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100		
			要支援2 (〇〇単位)																																													
		b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)																																							×〇〇/100						
要支援2 (〇〇単位)																																																
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																																								
		要支援2 (〇〇単位)																																														
	b認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100							×〇〇/100	×〇〇/100																																				
		要支援2 (〇〇単位)																																														
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (〇〇単位)													×〇〇/100	×〇〇/100		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																												
		要支援2 (〇〇単位)																																														
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多居室>	要支援1 (〇〇単位)															×〇〇/100						×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																						
		要支援2 (〇〇単位)																																														
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)													aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																											
															要支援2 (〇〇単位)																																	
		bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>													要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100						×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100																							
															要支援2 (〇〇単位)																																	
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)													aユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>													要支援1 (〇〇単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100															
															要支援2 (〇〇単位)																																	
		bユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>													要支援1 (〇〇単位)													×〇〇/100								×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100									
					要支援2 (〇〇単位)																																											
(4) 療養食加算 (1日につき 〇〇単位を加算)																																																
(5) 特定診療費																																																
(6) サービス提供体制強化加算				(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 〇〇単位を加算)																																												
				(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 〇〇単位を加算)																																												
				(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 〇〇単位を加算)																																												
				(四) サービス提供体制強化加算(IV) (1日につき 〇〇単位を加算)																																												
(7) 介護職員処遇改善加算				注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計																																												
				(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)																																												
				(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)																																												
				(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +(一)の〇〇/100)																																												
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(二)の〇〇/100)																																																

： 特定診療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

10 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注
		看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護職員の員数が基準に満たない場合	個別機能訓練加算	医療機関連携加算	障害者等支援加算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (〇〇単位)	×〇〇/100		1日につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位		
	要支援2 (〇〇単位)						
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 〇〇単位)			×〇〇/100			1日につき +〇〇単位	・介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 〇〇/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能) ・介護予防福祉用具貸与 介護予防の福祉用具貸与と同様 ※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度額を限度とする。
ハ サービス提供体制強化加算		(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を 加算)					
		(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を 加算)					
		(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を 加算)					
ニ 認知症専門ケア加算		(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を 加算)					
		(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を 加算)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)						
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)						
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(一)の〇〇/100)						
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(二)の〇〇/100)						
		注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

※ 限度額 要支援1 〇〇単位
要支援2 〇〇単位

11 介護予防福祉用具貸与費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
介護予防福祉用具貸与費 (現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/100を限度)	交通費に相当する額の〇〇/〇〇に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/〇〇を限度)	交通費に相当する額の〇〇/〇〇に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに貸与費の〇〇/〇〇を限度)
	車いす付属品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付属品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
	認知症老人徘徊感知機器			
	移動用リフト			
自動排泄処理装置				

：特別地域介護予防福祉用具貸与加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く。)


Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(〇〇単位)
ロ 初回加算	(+〇〇単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(+〇〇単位)

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:平成27年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設サービス入所者生活介護
- 8 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)費
- 9 地域密着型通所介護費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	-〇〇単位	1月につき -〇〇単位	+〇〇/100	+〇〇/100	+〇〇/100	1月につき +〇〇単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +〇〇単位 又は (Ⅱ)の場合 +〇〇単位	死亡日及び 死亡日前 14日以内に 2日以上 ター ミナルケアを 行った場合 +〇〇単位
		要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
		要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
	要介護2 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
	要介護3 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
	要介護4 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
	要介護5 (〇〇 単位)		-〇〇単位								
ハ 初期加算 (1日につき +〇〇単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +〇〇単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 〇〇単位を加算)											
ホヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +〇〇単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +〇〇単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +〇〇単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき +〇〇単位)										
ホト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の〇〇/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の〇〇/100)										
			注 所定単位は、イからホへまでにより算定した単位数の合計								

ホ 総合マネジメント体制強化加算、特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 事業所と同一の 建物に居住する 利用者30人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 24時間通報対応加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき ○○単位)	×○○/100	1月につき ○○単位
	定期巡回サービス費 (1回につき ○○単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき ○○単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき ○○単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	(1月につき ○○単位)		
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき ○○単位を加算)		
	(12) サービス提供体制強化加算(12) (1回につき ○○単位を加算)		
	(23) サービス提供体制強化加算(23) (1月につき ○○単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計	
	(12) 介護職員処遇改善加算(12) (1月につき +所定単位×○○/1000)		
	(23) 介護職員処遇改善加算(23) (1月につき +(12)の○○/100)		
	(34) 介護職員処遇改善加算(34) (1月につき +(12)の○○/100)		

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の員数に満たない場合	2時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症患者利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同居する者(配偶者は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合は事業所が送迎を行っている場合)	事業所が送迎を行った場合	
イ 認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 認知症対応型通所介護費(ⅰ)	(一) 3時間以上5時間未満	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1回につき+〇〇単位(月2回を限度)	1回につき+〇〇単位(月2回を限度)	1日につき+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	
			要介護2 (〇〇単位)												
			要介護3 (〇〇単位)												
			要介護4 (〇〇単位)												
			要介護5 (〇〇単位)												
		(二) 5時間以上7時間未満	要介護1 (〇〇単位)												
			要介護2 (〇〇単位)												
			要介護3 (〇〇単位)												
			要介護4 (〇〇単位)												
	(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (〇〇単位)	9時間以上10時間未満の場合+〇〇単位 10時間以上11時間未満の場合+〇〇単位 11時間以上12時間未満の場合+〇〇単位 12時間以上13時間未満の場合+〇〇単位 13時間以上14時間未満の場合+〇〇単位												
		要介護2 (〇〇単位)													
		要介護3 (〇〇単位)													
		要介護4 (〇〇単位)													
		要介護5 (〇〇単位)													
	(2) 認知症対応型通所介護費(ⅱ)	(一) 3時間以上5時間未満		要介護1 (〇〇単位)											×〇〇/100
				要介護2 (〇〇単位)											
				要介護3 (〇〇単位)											
				要介護4 (〇〇単位)											
要介護5 (〇〇単位)															
(二) 5時間以上7時間未満		要介護1 (〇〇単位)													
		要介護2 (〇〇単位)													
		要介護3 (〇〇単位)													
		要介護4 (〇〇単位)													
(三) 7時間以上9時間未満	要介護1 (〇〇単位)	9時間以上10時間未満の場合+〇〇単位 10時間以上11時間未満の場合+〇〇単位 11時間以上12時間未満の場合+〇〇単位 12時間以上13時間未満の場合+〇〇単位 13時間以上14時間未満の場合+〇〇単位													
	要介護2 (〇〇単位)														
	要介護3 (〇〇単位)														
	要介護4 (〇〇単位)														
	要介護5 (〇〇単位)														
ロ 認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満		要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100											
			要介護2 (〇〇単位)												
			要介護3 (〇〇単位)												
			要介護4 (〇〇単位)												
			要介護5 (〇〇単位)												
	(2) 5時間以上7時間未満		要介護1 (〇〇単位)												
			要介護2 (〇〇単位)												
			要介護3 (〇〇単位)												
			要介護4 (〇〇単位)												
			要介護5 (〇〇単位)												
	(3) 7時間以上9時間未満		要介護1 (〇〇単位)		9時間以上10時間未満の場合+〇〇単位 10時間以上11時間未満の場合+〇〇単位 11時間以上12時間未満の場合+〇〇単位 12時間以上13時間未満の場合+〇〇単位 13時間以上14時間未満の場合+〇〇単位										
			要介護2 (〇〇単位)												
			要介護3 (〇〇単位)												
		要介護4 (〇〇単位)													
		要介護5 (〇〇単位)													
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 〇〇単位を加算)														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 〇〇単位を加算)														
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 〇〇単位を加算)														
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1回につき 〇〇単位を加算)														
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)														
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(12)の〇〇/100)														
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(12)の〇〇/100)														
注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計															

ハ サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注					
			登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合	事業所と同一の建物に居住する登録定員の80%以上の者にサービスを行う場合	注	注					
					注	注	注					
イ 小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×90/100	×〇〇/100	+〇〇/100					
	(2)同一建物居住者に対して行う場合 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)											
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)											
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ニ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 〇〇単位を加算)											
ホ 看護職員配置加算	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 〇〇単位を加算) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 〇〇単位を加算)											
ヘ 事業開始時支援加算(1月につき 600単位を加算)												
ヘ 看取り期情報提供加算 (1日につき 〇〇単位を加算)												
ホ 訪問体制強化加算 (1月につき 〇〇単位を加算)												
チ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 〇〇単位を加算)												
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 〇〇単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 〇〇単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 〇〇単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1月につき 〇〇単位を加算)											
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の〇〇/100) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の〇〇/100)											

： 事業所開始時支援加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ) ※仮称	夜間支援体制加算(Ⅱ) ※仮称	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算			
イ 認知症対応型共同生活介護費(1日につき)	(1)認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)		×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位		1日につき +〇〇単位						
	(2)認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)					1日につき +〇〇単位			1日につき +〇〇単位					
ロ 短期利用共同生活介護費(1日につき)※	(1)短期利用共同生活介護費(Ⅰ) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)					1日につき +〇〇単位			1日につき +〇〇単位				1日につき +〇〇単位	
	(2)短期利用共同生活介護費(Ⅱ) 要介護1 (〇〇 単位) 要介護2 (〇〇 単位) 要介護3 (〇〇 単位) 要介護4 (〇〇 単位) 要介護5 (〇〇 単位)					1日につき +〇〇単位			1日につき +〇〇単位				1日につき +〇〇単位(7日間を限度)	
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)													
ハ 初期加算 (1日につき 〇〇単位を加算)														
ニ 医療連携体制加算 (1日につき 〇〇単位を加算)														
ホ 退居時相談援助加算 (〇〇単位を加算(利用者1人につき1回を限度))														
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)													

サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
	(42)サービス提供体制強化加算(42Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(23)サービス提供体制強化加算(23Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(24)サービス提供体制強化加算(24Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)	
介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)	
	(42)介護職員処遇改善加算(42Ⅱ) (1月につき +所定単位×○○/1000)	
	(23)介護職員処遇改善加算(23Ⅲ) (1月につき +(42)の○○/100)	
	(24)介護職員処遇改善加算(24Ⅳ) (1月につき +(42)の○○/100)	

※ 短期利用認知症共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 個別機能訓練加 算	注 医療機関連携加 算	注 夜間看護体制加 算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	1日につき +〇〇単位	1月につき +〇〇単位	1日につき +〇〇単位
	要介護2 (〇〇 単位)				
	要介護3 (〇〇 単位)				
	要介護4 (〇〇 単位)				
	要介護5 (〇〇 単位)				
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※2	要介護1 (〇〇 単位)	×〇〇/100			1日につき +〇〇単位
	要介護2 (〇〇 単位)				
	要介護3 (〇〇 単位)				
	要介護4 (〇〇 単位)				
	要介護5 (〇〇 単位)				
ニ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
注ホ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3) 死亡日 (1日につき 〇〇単位を加算)				
ニ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 〇〇単位を加算)				
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の〇〇/100)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の〇〇/100)				

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

7 地域密着型介護老人福祉施設サービス入所者生活介護

基本部分		注		注	注	注		注	注	注	注	注	注	注		
		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注			
		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉	要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
	(2) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に新設)〉	要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
	(3) 地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日後に新設)〉	要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
ロ ユニタ型地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニタ型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニタ型個室〉	要介護1 (〇〇 単位)	$\times \frac{00}{100}$													
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
	(2) ユニタ型地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニタ型準個室〉	要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
ハ 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉	$\times \frac{00}{100}$	$\times \frac{00}{100}$	$\times \frac{00}{100}$	+〇〇単位										
		(二) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に新設)〉														
		(三) 経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日後に新設)〉														
		要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
		要介護4 (〇〇 単位)														
		要介護5 (〇〇 単位)														
		要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
	要介護3 (〇〇 単位)															
	要介護4 (〇〇 単位)															
	要介護5 (〇〇 単位)															
	(2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈従来型個室〉														要介護1 (〇〇 単位)
		(二) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日以前に新設)〉														要介護1 (〇〇 単位)
(三) 旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅲ) (1日につき) 〈多床室(平成24年4月1日後に新設)〉		要介護1 (〇〇 単位)														
要介護2-3 (〇〇 単位)																
要介護4-5 (〇〇 単位)																
ニ ユニタ型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費	(1) ユニタ型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニタ型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニタ型個室〉	$\times \frac{00}{100}$													
		(二) ユニタ型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニタ型準個室〉														
		要介護1 (〇〇 単位)														
		要介護2 (〇〇 単位)														
		要介護3 (〇〇 単位)														
	要介護4 (〇〇 単位)															
	要介護5 (〇〇 単位)															
	(2) ユニタ型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき)	(一) ユニタ型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅰ) (1日につき) 〈ユニタ型個室〉													要介護1 (〇〇 単位)	
		(二) ユニタ型旧措置入所者経過的地域密着型介護福祉施設サービス費(Ⅱ) (1日につき) 〈ユニタ型準個室〉													要介護1 (〇〇 単位)	
		要介護2-3 (〇〇 単位)														
要介護4-5 (〇〇 単位)																
要介護1 (〇〇 単位)																

注 身体拘束未実施減算 (1日につき ○○単位を減算)		
注 外泊時費用		入所者が病院又は診療所への入院を要した場合及び入所者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき○○単位を算定
ホ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)		
ヘ 退所時等 相談援助加算	(1) 退所前訪問相談援助加算 (入所中1回(又は2回)を限度に、○○単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センターに対して必要な情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(2) 退所後訪問相談援助加算 (退所後1回を限度に、○○単位を算定)	
	(3) 退所時相談援助加算 (○○単位)	
	(4) 退所前連携加算 (○○単位)	
ト 栄養マネジメント加算 (1日につき ○○単位を加算)		
チ 経口移行加算 (1日につき ○○単位を加算)		注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
リ 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (○○単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (○○単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合には、算定しない。
ス 口腔機能維持衛生管理体制加算 (1月につき ○○単位を加算)		注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合
ル 口腔機能維持衛生管理加算 (1月につき ○○単位を加算)		注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行った場合 口腔機能維持衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。
ヲ 療養食加算 (1日につき ○○単位を加算)		注 月の途中で入退所した場合は、1日につき○○単位を算定
ワ 看取り介護加算	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき ○○単位を加算)	
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき ○○単位を加算)	
	(3) 死亡日 (1日につき ○○単位を加算)	
カ 在宅復帰支援機能加算 (1日につき ○○単位を加算)		
キ 在宅・入所相互利用加算 (1日につき ○○単位を加算)		
ク 小規模拠点集合型施設加算 (1日につき ○○単位を加算)		
レ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
ロ 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日以内に限り 1日につき○○単位を加算)		
ツ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)	
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)	
ネ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×(○○+○○)/1000)	注 所定単位数は、イからツまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×○○/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の○○/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の○○/100)	

8 複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)費

基本部分		注		注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	看護体制減算(仮称)(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 複合型サービス看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1)同一建物居住者以外への登録者に対して行う場合	要介護1 (〇〇単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護3 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護4 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護5 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
	(2)同一建物居住者に対して行う場合	要介護1 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護2 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護3 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護4 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
		要介護5 (〇〇単位)				-〇〇単位	-〇〇単位	-〇〇単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (〇〇単位)						
		要介護2 (〇〇単位)						
		要介護3 (〇〇単位)						
		要介護4 (〇〇単位)						
		要介護5 (〇〇単位)						
ハ 初期加算		(1日につき 〇〇単位を加算)						
ハニ 認知症加算	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
ハホ 退院時共同指導加算		(1回につき 〇〇単位を加算)						
ハヘ 事業開始時支援加算		(1月につき 〇〇単位を加算)						
ハト 緊急時訪問看護加算		(1月につき 〇〇単位を加算)						
トチ 特別管理加算	(1) 特別管理加算(Ⅰ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
	(2) 特別管理加算(Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
チリ ターミナルケア加算		(1月につき 〇〇単位を加算)		注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合				
ヌ 総合マネジメント体制強化加算(仮称)		(1月につき 〇〇単位を加算)						
ル 看護体制強化加算(仮称)		(1月につき 〇〇単位を加算)						
リマ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
	(+2) サービス提供体制強化加算(+Ⅱ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
	(23) サービス提供体制強化加算(+Ⅲ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
	(24) サービス提供体制強化加算(+Ⅳ)	(1月につき 〇〇単位を加算)						
ヌマ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)		注 所定単位は、イからリまでにより算定した単位数の合計				
	(+2) 介護職員処遇改善加算(+Ⅱ)	(1月につき +所定単位×〇〇/1000)						
	(23) 介護職員処遇改善加算(+Ⅲ)	(1月につき +(2)×〇〇/100)						
	(24) 介護職員処遇改善加算(+Ⅳ)	(1月につき +(2)×〇〇/100)						

： 事業所開始時支援加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、総合マネジメント体制強化加算(仮称)、看護体制強化加算(仮称)、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

9 地域密着型通所介護費(平成28年4月1日～)

基本部分	利用者の数 が利用定員 を超える場合		看護・介護職 員の員数が 定員に満た ない場合		2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合		7時間以上9時 間未満の通所 介護の前後に 日常生活上の 世話を行う場合		中山間地域 等に居住す る者へのサ ービス提供加 算		入浴介助を 行った場合		認知症高齢 者受入強化 加算(仮)		重度要介護 者受入体制 加算(仮)		個別機能加 算加算(Ⅰ)		個別機能加 算加算(Ⅱ)		若年性認知 症利用者受 入加算		空室改善加 算		口腔機能向 上加算		事業所と同一箇 所(住宅する場 所)に併設する 施設に併設す る場合又は事 業所が送迎を 行った場合		事業所が送 迎のみ送迎 を行った場合		個別送迎体 制強化加算 (仮称)		入浴介助体 制強化加算 (仮称)					
	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 : ○○単位 要介護2 : ○○単位 要介護3 : ○○単位 要介護4 : ○○単位 要介護5 : ○○単位	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 : ○○単位 要介護2 : ○○単位 要介護3 : ○○単位 要介護4 : ○○単位 要介護5 : ○○単位	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 : ○○単位 要介護2 : ○○単位 要介護3 : ○○単位 要介護4 : ○○単位 要介護5 : ○○単位	(1) 3時間以上6時間未満 (○○単位)	(2) 6時間以上9時間未満 (○○単位)	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位							
イ 地域密着型通所介護費		+○○/100	+○○/100			+○○/100																																
ロ 介護職員処遇改善加算																																						
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)																																					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)																																					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)																																					
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)																																					
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき +固定単位数×(○○+○○)/1000)																																					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +固定単位数×○○/1000)																																					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき +12(○○○/1000)																																					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき +12(○○○/1000)																																					

イ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき ○○単位を加算)
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき ○○単位を加算)
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき ○○単位を加算)
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき ○○単位を加算)
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき +固定単位数×(○○+○○)/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき +固定単位数×○○/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき +12(○○○/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき +12(○○○/1000)

固定単位数は、4999円以下に設定した単位数の合計

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の枠外での算定項目

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注													
				利用者の数が利用定員を超える場合	看護・介護職員の数に標準に満たない場合	2時間以上3時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	7時間以上9時間未満の介護予防認知症対応型通所介護を行う場合	入浴介助を行った場合	個別機能訓練加算	若年性認知症利用者受入加算	栄養改善加算	口腔機能向上加算	事業所と同一建物に居住する者等が利用する者に介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は事業所が送迎を行っていない場合	事業所が片道のみ送迎を行った場合												
イ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅰ)(旧単独型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき+〇〇単位	+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1日につき-〇〇単位	1日につき-〇〇単位												
			要支援2 (〇〇 単位)																							
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)																							
			要支援2 (〇〇 単位)																							
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (〇〇 単位)												9時間以上10時間未満の場合 +〇〇単位 10時間以上11時間未満の場合 +〇〇単位 11時間以上12時間未満の場合 +〇〇単位 12時間以上13時間未満の場合 +〇〇単位 13時間以上14時間未満の場合 +〇〇単位											
			要支援2 (〇〇 単位)																							
	(2) 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)(旧併設型)	(一) 3時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)													×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき+〇〇単位	+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1日につき-〇〇単位	1日につき-〇〇単位
			要支援2 (〇〇 単位)																							
		(二) 5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)																							
			要支援2 (〇〇 単位)																							
		(三) 7時間以上9時間未満	要支援1 (〇〇 単位)																							
			要支援2 (〇〇 単位)																							
ロ 介護予防認知症対応型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 (〇〇 単位)	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	×〇〇/100	1日につき+〇〇単位	+〇〇単位	1日につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1月につき+〇〇単位	1日につき-〇〇単位	1日につき-〇〇単位													
		要支援2 (〇〇 単位)																								
	(2) 5時間以上7時間未満	要支援1 (〇〇 単位)																								
		要支援2 (〇〇 単位)																								
	(3) 7時間以上9時間未満	要支援1 (〇〇 単位)																								
		要支援2 (〇〇 単位)																								

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 〇〇単位を加算)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 〇〇単位を加算)	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 〇〇単位を加算)	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×(〇〇+〇〇)/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×〇〇/1000)	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +(2)の〇〇/100)	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(2)の〇〇/100)	

： サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注
			登録者が登録定員を超える場合	従業員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	事業所に同一の建物に居住する登録定員の60%以上の者にサービスを提供する場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1)同一建物居住者以外の登録者に対して行う場合	要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100	+80/100	+○○/100
	(2)同一建物居住者に対して行う場合	要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)					
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (○○ 単位) 要支援2 (○○ 単位)					
ハ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)							
ニ 事業開始時支援加算 (1月につき 600単位を加算)							
三 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき ○○単位を加算)							
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき ○○単位を加算)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計				
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき ○○単位を加算)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき ○○単位を加算)					
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1月につき ○○単位を加算)					
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1日につき +所定単位×(○○+○○)/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○○/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の○○/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の○○/100)					

ニ 事業開始時支援加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注		注		注	注	
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	夜間ケア加算(Ⅰ)	夜間ケア加算(Ⅱ)	夜間支援体制加算(Ⅰ)※仮称	夜間支援体制加算(Ⅱ)※仮称	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (○○ 単位)										
ロ 介護予防短期利用共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (○○ 単位)	×○○/100	×○○/100	×○○/100	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位	1日につき +○○単位
	(2) 介護予防短期利用共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (○○ 単位)										
ハ 初期加算 (1日につき ○○単位を加算)												
ニ 退居時相談援助加算 (○○単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき ○○単位を加算)	注 所定単位は、イからヘまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき ○○単位を加算)										
ヘ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき ○○単位を加算)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき ○○単位を加算)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき ○○単位を加算)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)	(1日につき ○○単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×(○○+○○)/1000)										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×○○/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +(2)の○○/100)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(2)の○○/100)										

※ 介護予防短期利用共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。